

第 2 号（令和 3 年 9 月 1 7 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和3年9月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和3年9月17日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和3年9月17日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和3年9月17日午前10時49分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	岡田	久雄	9番	谷田	みさお
----	----	----	----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	坂井	幸一郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
企画財政課長 花木 秀章
高齢福祉課長 寺井 佳孝

教 育 長 中田 邦和
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
会計管理者・会計課長兼務 木村 恵理
上下水道課参事 仁木 崇

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和3年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和3年9月17日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 令和2年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第3 議案第41号 令和2年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第4 議案第42号 令和2年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第5 議案第43号 令和2年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第6 議案第36号 令和3年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）
- 第7 議案第37号 令和3年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第8 議案第38号 令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）

議事の経過

議長（西島寛道）　ただいまから、令和3年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、岡田久雄議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

日程第2、令和2年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について、小川代表監査委員、内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　小川代表監査委員。

代表監査委員（小川　均）　皆さん、おはようございます。監査委員の小川でございます。本年も非常に厳しいコロナ禍の中での決算審査でございました。けれども、ここに出席されております各課の職員さん、非常に協力を頂きまして、無事終了することができました。全体的には適正な管理、処理をされていることを確認いたしました。詳細につきましては、文章化をもって補足説明をさせていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、さきに提出しております決算審査意見書につきまして、補足説明をさせていただきます。

8月26日、8月27日、9月2日の3日間にわたりまして、ここに議員として出席していただいております中坊議員とともに決算監査を実施いたしました。審査に当たっては、町長から提出された決算書類について、計算に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、証書類等の照合、事務聴取、その他の審査を実施いたしました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察いたしました。

結果、関係諸帳簿の決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金については、抽出により調書の計数と財産台帳、歳入歳出簿、備品台帳等を照合検査した結果、計数はいずれも正確であると認められました。令和2年度は井手町第4次総合計

画の最終年度であり、計画で示す六つの基本目標に従い、目標達成に着実に取り組まれておるところであります。

歳入につきましては、本町は自主財源に乏しく、依然として依存財源が多く占める状況ですが、交付税や補助金を有効に活用し、各事業を着実に遂行されており、高く評価するところがあります。一方、歳出につきましては、町独自の住民1人につき2万円を給付する生活応援給付金や50枚のマスクを配布する新型コロナウイルス感染防止支援事業など、各種新型コロナウイルス感染対策事業をはじめ、福祉や教育、暮らしの周辺整備など、住民の安心安全のため、事業に積極的に取り組まれているとともに、様々な事業に必要な財源について、早い時期から人件費の削減や事務事業の再編、整理など、積極的に行政改革に取り組まれてきたことが現在の健全財政につながっていることは言うまでもありません。また、府内でも住民サービスが上位に位置されながら計画的に基金に積み立てられ、それを有効に運用され、健全な財政運営に努められるなど、評価すべき点が随所で見受けられるところでもあります。

今後につきましては、歳入歳出両面において中長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進行管理に基づいた行政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待いたしております。

私からの補足説明は以上でございます。

議長（西島寛道） 小川代表監査委員、どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第3、議案第41号、令和2年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第5、議案第43号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

議案第41号、提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第41号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和2年度井手町一般会計歳入歳出決算書、令和2年度井手町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、令和2年度井手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、令和2年度井手町介護保険特別会計歳入歳出決算書、令和2年度井手町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に付する。

では、174ページをご覧ください。一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額53億8,119万3,646円、歳出総額49億7,835万5,788円、歳入歳出差引額4億283万7,858円、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ円。繰越明許費繰越額3,876万2,000円、事故繰越し繰越額ゼロ円。計3,876万2,000円、実質収支額3億6,407万5,858円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、以下、基金繰入額と申し上げます、ゼロ円であります。

次に、202ページをご覧ください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額7億8,814万991円、歳出総額7億5,121万9,459円、歳入歳出差引額3,692万1,532円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額3,692万1,532円、基金繰入額ゼロ円であります。

次に、216ページをご覧ください。多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額5,621万9,307円、歳出総額4,840万8,738円、歳入歳出差引額781万569円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額781万569円、基金繰入額ゼロ円であります。

次に、230ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額1億2,425万302円、歳出総額1億2,145万5,

768円、歳入歳出差引額279万4,534円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額279万4,534円、基金繰入額ゼロ円であります。

次に、260ページをご覧ください。介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額9億1,770万8,359円、歳出総額8億7,878万6,458円、歳入歳出差引額3,892万1,901円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額3,892万1,901円、基金繰入額ゼロ円であります。

次に、270ページをご覧ください。介護保険特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額2,397万6,709円、歳出総額410万4,091円、歳入歳出差引額1,987万2,618円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,987万2,618円、基金繰入額ゼロ円であります。

次に、288ページをご覧ください。公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額4億2,543万2,047円、歳出総額4億1,334万1,571円、歳入歳出差引額1,209万476円、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ円。繰越明許費繰越額6万1,000円、事故繰越し繰越額ゼロ円。計6万1,000円、実質収支額1,202万9,476円、基金繰入額ゼロ円であります。

次に、289ページをご覧ください。令和2年度財産に関する調書でございます。内容につきましては、後ほどご覧おきください。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第42号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第42号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和2年度井手町水道事業会計決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方公営企業法第30条第4項の規定により、町

議会の認定に付する。

1 ページをお開き願います。令和2年度井手町水道事業会計決算報告書であります。

収益的収入及び支出の収入であります。

第1款水道事業収益、当初予算額1億3,302万6,000円、合計、同額です。決算額1億3,458万9,156円、予算額に比べ決算額の増減、以下増減と申し上げます、156万3,156円。第1項営業収益、当初予算額1億803万6,000円、合計、同額です。決算額1億950万3,093円、増減146万7,093円。第2項営業外収益、当初予算額2,498万9,000円、合計、同額です。決算額2,508万6,063円、増減9万7,063円。第3項特別利益、当初予算額1,000円、合計、同額です。決算額ございません。増減1,000円の減であります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用、当初予算額1億2,785万7,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1億4,326万2,570円、不用額1,540万5,570円の減。第1項営業費用、当初予算額1億1,764万3,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1億3,340万6,253円、不用額1,576万3,253円の減。第2項営業外費用、当初予算額971万2,000円、予備費支出額36万1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額985万6,317円、不用額21万6,683円。第3項特別損失、当初予算額2,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。不用額2,000円。第4項予備費、当初予算額50万円、予備費支出額36万1,000円の減、小計13万9,000円、合計同額です。決算額ございません。不用額13万9,000円であります。

次のページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入であります。

第1款資本的収入、当初予算額600万3,000円、補正予算額36万8,000円、小計637万1,000円、合計、同額です。決算額639万6,710円、予算額に比べ決算額の増減、以下、増減と申し上げます、2万5,710円。第1項企業債、当初予算額500万円、小計、合計ともに同額です。決算額210万円、増減290万円の減。第2項分担金、当初予算額100万円、小計、合計ともに同額です。決算額317万4,050円、増減217万4,050円。第3項寄附金、当初予算額1,000円、

小計、合計ともに同額です。決算額75万4,160円。増減75万3,160円。第4項その他資本的収入、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。増減1,000円の減。第5項負担金、当初予算額1,000円、補正予算額36万8,000円、小計36万9,000円、合計、同額です。決算額36万8,500円、増減500円の減であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、当初予算額3,821万4,000円、小計、同額です。地方公営企業法第26条の規定による繰越額、以下、繰越額と申し上げます、2,398万3,600円、合計6,219万7,600円、決算額3,906万857円、不用額2,313万6,743円。第1項建設改良費、当初予算額1,787万5,000円、小計、同額です。繰越金2,398万3,600円、合計4,185万8,600円、決算額1,872万3,459円、不用額2,313万5,141円。第2項企業債償還金、当初予算額2,033万8,000円、小計、合計ともに同額です。決算額2,033万7,398円、不用額602円。第3項その他資本的支出、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。不用額1,000円であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,266万4,147円は、当年度消費税資本的収支調整額89万261円及び過年度分損益勘定留保資金3,177万3,886円で補てんした。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第43号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第43号、決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

令和2年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に付する。

では、14ページをご覧ください。実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額212万435円、歳出総額194万5,707円、歳入歳出差引額17万4,728円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

実質収支額 17万4,728円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本3件については、監査委員の中坊陽議員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、本会期中に決算審査、認定することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道）　異議なしと認めます。したがって、議案第41号、令和2年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第43号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件については、中坊陽議員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、本会期中に決算審査、認定することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、奥田俊夫議員、脇本尚憲議員、谷田利一議員、西島寛道議員、岡田久雄議員、丸山久志議員、谷田みさお議員、木村武壽議員、以上8人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道）　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました8人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩したいと思います。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選を願います。なお、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩します。

休憩　午前10時27分

再開 午前10時27分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には岡田久雄議員、副委員長には奥田俊夫議員と決定いたしました。

次に、日程第6、議案第36号、令和3年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第36号、令和3年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和3年度井手町水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出の規定であります。令和3年度井手町水道事業会計予算第4条本文括弧書中、「過年度分損益勘定留保資金3,386万3,000円」を「過年度分損益勘定留保資金3,366万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入であります。第1款資本的収入、既決予定額4,200万2,000円、補正予定額320万円、合計4,520万2,000円。第2項分担金、既決予定額100万円、補正予定額320万円、合計420万円。

次に、支出であります。第1款資本的支出、既決予定額8,089万4,000円、補正予定額300万円、合計8,389万4,000円。第1項建設改良費、既決予定額6,268万6,000円、補正予定額300万円、合計6,568万6,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 事業の概要の説明がついていますが、配水管の移設が65メートルとなっているんですが、この箇所図に示されているところは町道なんですか。町道でいうと、路線の名前は何かという路線ですか。これはその中の一部ということですか。現況は舗装されているんでしょうか。ここは、通行が普通にできている町道なのかどうかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木 崇） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回施工する場所の町道につきましては、町道20-10号線でございます。

また、現況はということでございますけども、現況は通行可能な道路でございます。舗装はしてございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第36号、令和3年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第37号、令和3年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第37号、令和3年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,715万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,490万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、令和2年度の介護保険特別会計の精算見込みによる返還金等の補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。3款国庫支出金、補正前の額2億1,105万4,000円、補正額92万4,000円、計2億1,197万8,000円であります。

4款支払基金交付金、補正前の額2億2,248万8,000円、補正額7万5,000円、計2億2,256万3,000円であります。

5款府支出金、補正前の額1億2,478万1,000円、補正額43万1,000円、計1億2,521万2,000円であります。

8款繰越金、補正前の額1,000円、補正額3,572万4,000円、計3,572万5,000円あります。

以上、歳入合計、補正前の額8億7,774万8,000円、補正額3,715万4,000円、計9億1,490万2,000円あります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。6款諸支出金、補正前の額1万1,000円、補正額3,715万4,000円、計3,716万5,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の135万5,000円、その他の7万5,000円、一般財源の3,572万4,000円あります。

以上、歳出合計、補正前の額8億7,774万8,000円、補正額3,715万4,000円、計9億1,490万2,000円、財源内訳といた

しまして、国府支出金の135万5,000円、その他の7万5,000円、一般財源の3,572万4,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第37号、令和3年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第38号、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　中島上下水道課長。

理事（中島一也）　それでは、議案第38号、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,770万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表地方債補正であります。起債の目的、下水道事業債、今回620万円を追加し、限度額を1億1,390万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次の4ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。6款町債、補正前の額1億770万円、補正額620万円、計1億1,390万円。

以上、歳入合計、補正前の額5億5,150万4,000円、補正額620万円、計5億5,770万4,000円。

次に、歳出であります。2款事業費、補正前の額1億5,079万8,000円、補正額620万円、計1億5,699万8,000円。財源内訳といたしまして、地方債620万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額5億5,150万4,000円、補正額620万円、計5億5,770万4,000円、財源内訳といたしまして、地方債620万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　7ページの工事の説明ですけど、面整備事業ということは、新たに下水のますとかを設けるんでしょうか。そもそも、当初に載っていないくて、ここで補正で出てくるというのは、何か急に必要が生じたのか。上水に移設してからやるということですから、これは、そもそも上水はあったわけですよね。下水はなかったということなんじゃないでしょうか。なぜそういうことがあったのか。受益世帯は何戸あるのか。

もう1点、事業の概要のところ延長が40メートルと書いてあるんです

けれども、上水の移設の方は65メートルとなっていてまして、若干誤差はあるだろうけれども、25メートルも違うんですかと不思議に思うんですが、その辺のご説明をお願いします。

道路のことを上下水道課に聞くのも何ですけれども、現況、道路です、通行できますと言われたんですけど、幅員が何メートルあるか分かったらお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事(仁木 崇) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、従前より整備していなかった理由についてでございますけれども、今回整備する箇所は、水の利用がなかったため、これまで整備をしておりませんでした。今回整備する理由につきましては、町道20-10号線の道路改良事業が実施されることに伴いまして、隣接土地所有者より下水道管の布設要望がございまして、水道、下水道を使用したいとのことでありますので、今回下水道を布設するものでございます。

次に、延長でございますけれども、水道管につきましては、道路を端から端まで全て走っておるわけでございますけれども、今回下水道につきましては、端から端まで布設せずに、道路の一部分、40メートルほどを布設すれば大丈夫ということで、今回40メートル布設するものでございます。あと、受益世帯は1戸でございます。

幅員につきましては、申しわけございません、分かりかねます。後ほど答弁させていただきます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 幅員は建設課に尋ねてもらってでいいと思うんですけど、水を使っていないって、水道は通っていたわけでしょう。水道もそのお宅には個別に引かれていなかったということですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事(仁木 崇) ただいまのご質問にお答えいたします。

今回整備する土地につきましては、以前より資材置場等の利用でございまして、水の利用がなかったものでございます。以上でございます。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時49分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの答弁を願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木 崇） 貴重なお時間を頂きまして、申し訳ございません。

先ほどの幅員の件についてでございますけども、幅員は現況が1.4から3.2メートルございまして、今回4メートルに拡幅するものでございます。

もう1点、先ほどの水道の延長の関係でございますけども、もともと水道管につきましては、道路上にほかの本管とネットワークでつながっております、全てつながっておる状況でございますので65メートルということになっております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第38号、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、次回は9月27日午前10時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 10 時 49 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 岡 田 久 雄

署名議員 谷 田 みさお